

|         |    |    |
|---------|----|----|
| 平塚市監査委員 | 高梨 | 秀美 |
| 同       | 井澤 | 郁人 |
| 同       | 黒部 | 栄三 |
| 同       | 府川 | 正明 |

## 監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下、「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

### 記

#### 1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和2年度の財務監査

|       |             |
|-------|-------------|
| 総務部   | 契約検査課、庁舎管理課 |
| 産業振興部 | 農水産課        |
| 会計課   |             |

#### 2 監査の実施期間

令和2年11月11日から12月23日まで

#### 3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

##### 監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務  
契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

#### 4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

## 総務部

### (1) 契約検査課

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

### (2) 庁舎管理課

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
  - ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
  - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

| 施設名   | 監査結果        |
|-------|-------------|
| 松原分庁舎 | 良好に管理されていた。 |

## 産業振興部

### (1) 農水産課

- ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

#### ○ 指摘事項

収入事務において、行政財産使用料の納入通知書の未送付や、漁港区域占用料の納入通知書の送付遅延が多数見受けられた。また、繰り越した国庫支出金において、調定伝票の起票漏れがあった。

収入事務については、前回監査時に指摘を受け、事務処理チェックシートを見直すとともに、課長や担当長によるチェックの徹底など、再発防止に取り組んだにもかかわらず、不適切な取扱いが再度生じたことは誠に遺憾である。

監査においては、対象課から事務引継ぎの状況等について説明されたが、人事異動などの場においては、十分な引継時間が確保できないこともあるので、分かりやすく確実な事務処理を確保するためにマニュアルを総点検するなど、平塚市財務規則等に則り講じた措置を、確実かつ適正に遵守する組織風土を構築されたい。

- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
  - ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
  - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

| 施設名              | 監査結果        |
|------------------|-------------|
| 水産物地方卸売市場（平塚魚市場） | 良好に管理されていた。 |
| 平塚漁港             | 良好に管理されていた。 |
| 平塚漁港駐車場          | 良好に管理されていた。 |

## 会計課

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。